

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

執行機関の附属機関に関する条例 (抄)

(設 置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属 する執行機関	附属機関	担当事務
市長	<u>大阪市行政区審議会</u>	<u>市長の諮問に応じ、行政区の再編成に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務</u>
	大阪市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、市会議員の報酬、 <u>政務調</u> <u>政務活</u> <u>査費</u> 並びに市長及び副市長の給料及び退職手 <u>動費</u> 当の額に係る意見の具申に関する事務
	大阪市外郭団体評価委員会	外郭団体に関する改革並びに外郭団体の監理 及び運営に関する重要事項の調査審議及び市 長に対する意見の具申に関する事務
	省 略	省 略
	大阪市補償審査委員会	省 略
	大阪市イノベーション促進 評議会	グローバルイノベーションの創出の支援に関 する事項の調査審議及び市長に対する意見の 具申に関する事務
	省 略	省 略
	大阪市大規模小売店舗立地 審議会	省 略

大阪市自立支援医療費（精神通院）支給認定・手帳交付審査委員会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく精神障害者に係る自立支援医療費の支給認定の申請及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る審査に関する事務
大阪市公害診療報酬審査委員会	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害医療機関からの診療報酬の請求に係る診療内容及び診療報酬に係る審査に関する事務
大阪市予防接種健康被害調査委員会	省略
大阪市感染症発生動向調査委員会	感染症の発生の状況、動向及び原因に関する事項の調査審議に関する事務
大阪市エイズ対策評価委員会	エイズ対策に関する事項の調査審議に関する事務
大阪市結核対策評価委員会	結核対策に関する事項の調査審議に関する事務
省略	省略
<u>大阪市不法建造物等処理対策委員会</u>	<u>市有の土地及び市長の管理に属する土地並びに大阪特別都市計画事業復興土地地区画整理施行による道路、公園等の予定地等を不法に占拠する建物その他の工作物の処理並びに防止に関する事項の調査審議に関する事務</u>
省略	省略

	大阪市公営企業審議会	市長の諮問に応じ、本市の経営する地方公営企業の経営の改善に関する重要事項に係る意見の具申に関する事務
省 略	省 略	省 略

(共同設置の附属機関)

第1条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により他の普通地方公共団体と共同して設置する執行機関の附属機関として、次のとおり附属機関を置く。

附属機関を共同して設置する他の普通地方公共団体	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
大阪府	市長	大阪府市医療戦略会議	本市及び大阪府の医療及び保健に関する施策の在り方並びにこれらに関連する産業の振興の方向性等に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
		省 略	省 略
		大阪府市都市魅力戦略推進会議	省 略
		大阪府市文化振興会議	本市及び大阪府における文化振興計画の策定及び変更並びに芸術文化の振興に関する重要な施策についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
		省 略	省 略

大阪市エイズ対策評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第2条第1項の規定に基づき、大阪市エイズ対策評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康局において処理する。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。